

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一 エリトリアを仕向地とする貨物の輸出に関し、銃砲等の開発、製造又は使用のために用いられる可能性のある貨物の輸出については許可を要しないものとする事。

(別表第三の二関係)

第二 附則

- 一 この政令は公布の日から施行するものとする事。
(附則第一項関係)
- 二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定する事。
(附則第二項関係)